

令和3年度における警察庁の障害者就労施設等からの
物品等の調達の推進を図るための方針

警察庁

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針（平成25年4月23日閣議決定）に即して、令和3年度における警察庁の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定める。

1 障害者就労施設等からの物品等の調達の目標

障害者就労施設等（法第2条第4項に規定する障害者就労施設等をいう。以下同じ。）からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達については、前年度の実績を上回ることを目標とする。

さらに、好事例等を庁内全てに周知徹底すること等により推進する。

2 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する事項

警察庁においては、障害者就労施設等からの物品等の調達について、次のとおり取り組む。

(1) 調達方針の適用範囲

調達方針は、警察庁、附属機関、地方機関及び都道府県警察の各部局に適用する。

なお、調達を担当する部局（以下「調達担当部局」という。）は、「別紙1」の物品等の品目分類及び調達先の分類を参考に、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進する。

(2) 随意契約の活用等

物品等の調達に当たっては、予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、法の趣旨に基づいて、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条第16号の2の規定を適用して障害者就労施設等と随意契約を締結するなど、障害者就労施設等からの物品等の調達を積極的に推進する。

また、競争に参加するものに対して、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項に規定する法定雇用障害者数以上の障害者を雇用していること等を確認し、障害者の就労を促進するために必要な措置を講ずるよう努める。

(3) 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進体制

警察庁における障害者就労施設等からの物品等の調達は、警察庁会計業務改善委員会（別紙２）により推進する。

(4) 附属機関、地方機関及び都道府県警察（以下「附属機関等」という。）における調達の推進

附属機関等において使用される物品等については、附属機関等における障害者就労施設等からの調達を促進するため、例えば、地域において障害者就労施設等に関する情報を収集し、障害者就労施設等から調達可能な物品等を検討すること等により、当該附属機関等が存する地域周辺の障害者就労施設等の受注機会の増大に努める。

(5) 調達実績の報告、取りまとめ及び公表の方法

ア 各調達担当部局は、会計年度終了後に、前年度の障害者就労施設等からの物品等の調達実績を長官官房会計課に報告する。

イ 長官官房会計課は、アによる各調達担当部局からの報告を取りまとめ、法第7条第1項に基づき、その概要を警察庁ホームページに公表するとともに、厚生労働省に通知する。

【物品等の品目分類】

種別	品目	具 体 例
物 品	① 事務用品・書籍	筆記具、事務用具、用紙、封筒、ゴム印、書籍 など
	② 食料品・飲料品	パン、弁当・おにぎり、麺類、加工食品、菓子類、飲料、コーヒー・茶、米、野菜、果物 など
	③ 小物雑貨	衣服・身の回り品・装身具、食器類、清掃用具、防災用品、非常食 など
	④ その他の物品	机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具等上記以外の物品
役 務	① 印刷	ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、名刺、封筒などの印刷
	② クリーニング	クリーニング、リネンサプライ など
	③ 清掃・施設管理	清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機管理 など
	④ 情報処理・テープ起こし	ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集計、テープ起こし など
	⑤ 飲食店等の運営	売店、レストラン、喫茶店 など
	⑥ その他の役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、筆耕、文書の廃棄（シュレッダー）、資源回収・分別、寝具類レンタル等上記以外の役務

【調達先の分類】

障害福祉サービス事業所等	就労継続支援 A 型・B 型	障害者総合支援法第 5 条第 14 項に規定され、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所
	就労移行支援	障害者総合支援法第 5 条第 13 項に規定され、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所
	生活介護	障害者総合支援法第 5 条第 7 項に規定され、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所
	障害者支援施設	障害者総合支援法第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）
	地域活動支援センター	障害者総合支援法第 5 条第 25 項に規定され、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所
	小規模作業所	障害者基本法第 2 条第 1 項に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第 18 条第 3 項の規定により必要な費用の助成を受けている施設
注共同窓口受	共同受注窓口	受注内容に対応可能な複数の障害福祉サービス事業所にあっせん・仲介する業務を行う組織
企業・在宅就業障害者等	特例子会社	障害者の雇用に特別の配慮をし、雇用される障害者数や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社
	重度障害者多数雇用事業所	重度身体障害者等を常時労働者として多数雇い入れるか継続して雇用している事業主
	在宅就業障害者	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者
	在宅就業支援団体	在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体

警察庁会計業務改善委員会設置要綱

1 設置

警察庁に、警察庁会計業務改善委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 任務

委員会は、行政事業レビュー、調達改善の取組等、警察庁における会計業務の改善に係る各種取組の推進を図ることを任務とする。

3 構成及び運営

(1) 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

(2) 委員長、副委員長及び委員は、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

委員長 官房長

副委員長 政策立案総括審議官、企画課長、会計課長

委員 生活安全企画課長、刑事企画課長、組織犯罪対策企画課長、
交通企画課長、警備企画課長、外事課長、警備第一課長、
情報通信企画課長、警察大学校教務部長、科学警察研究所総務部長、
皇宮警察本部副本部長

(3) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会への出席を求めることができる。

(4) 委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

(5) 委員会の庶務は、会計課において処理する。